Nuclear Weapon & Nuclear Test 核兵器・核実験モニター

32109/2/1

毎月2回1日、15日発行 1996年4月23日 第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替□座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行□座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

米は08年度、核兵器関連に 5兆円支出-不拡散よりも戦力強化 初めての包括的な現状分析

米国の08会計年度の核兵器関連予算を分析した報告書がカーネギー国際平和財団から出版された。諸省庁に分散している費用を抽出して分析した最近では初めての試みである。その結果、予算総額は一般に理解されているよりもはるかに巨大で5兆円規模に達し、内容的にも不拡散や脅威削減などが軽視され核戦力の維持、強化、配備に重点があることが確認された。オバマ新政権の核政策転換に重要な示唆を与えるものである。

5 つのカテゴリー

報告書は『核安全保障に関する支出―経費を評価し優先度を検討する』(以下、報告書)¹であり、08会計年度(08年10月~09年9月)の各省庁予算から核兵器関連予算を抽出して集計し、分析している。著者のスティーブン・シュワルツは、米国の1940年~96年の核兵器コストを研究した大部の報告書『アトミック・オーディット』(ブルッキングス研究所、98年)の編者として知られる。

分析に当たって報告書は関連予算を以下の5つのカテゴ リーに分類して整理した。

- I) 核戦力と作戦支援…核運搬システム、核弾頭と核爆弾、関連インフラの改良、運用、維持に関連する費用を含む。
- II) 環境と健康関連のコスト…過去60年以上にわたる 核兵器生産と核実験に起因する放射性有毒廃棄物の処 理や被害者補償に関わる費用。
- **III)ミサイル防衛**…ミサイル防衛システムの開発と配備 に関わる費用。
- IV) 核脅威の削減…核兵器と核関連物質(高濃縮ウランやプルトニウム)の確保、それらの除去、そしてさらなる核兵器、核物質とその製造技術の知識の拡散防止によって、国内外で核脅威を削減するための費用。
- V) 核攻撃や事件への対応…米国に対する核兵器や放射 能兵器の使用に備えるための費用で、継続している対 処計画、テロリストの武器を捜査し無害化する努力、そ うした兵器に使われる核物質の出所を追跡する技術、

攻撃がもたらす被害に対処する医学その他の対応計画 を含む。

核兵器関連予算は総額524億ドル

報告書によれば、08会計年度の核兵器関連予算の総額は少なくとも524億ドル(5兆円以上)に上る。この金額は、一般に流布している金額よりもはるかに大きいものである。しかし、実はここには防空、対潜戦争、機密計画、核兵器関連の諜報活動に関する費用は含まれていない。なかでも、核兵器関連の諜報活動費は、相当な金額に上ると考えられる。後述するように、ミサイル防衛関係費用の一部も計算されていないことを考えると、この総額は少なく見積もられたものであることを念押ししておきたい。

この総額は、外交と対外援助への政府支出(395億ドル)や天然資源と環境への支出(330億ドル)を超えている。

今号の内容

初の米・核兵器予算の包括的分析核兵器のない世界へ一欧州で新展開

※英:元将軍「トライデントはいらない」

※独:元高官が「ドイツの核兵器撤去を」

<資料>英・元将軍の声明/ドイツ元高官の声明 (いずれも全文訳)

中央アジア非核兵器地帯条約が発効 核問題国際委員会(ICNND)への日本市民の意見 前述の5つのカテゴリー分類による内訳は、右図に示した 通りである。また、省庁別の内訳は下表に示した。

これらによると、524億ドルの核兵器関連予算のうち過半の55.5%(291億ドル)がカテゴリー I 「核戦力と作戦支援」に使われている。このうち、戦略爆撃機、潜水艦発射ミサイル、大陸間弾道ミサイルをはじめとした既存の保有核戦力の作戦維持、管理、更新を担う国防総省が約225億ドル、核弾頭の研究、開発、試験、製造を担うエネルギー省が65.7億ドルである。

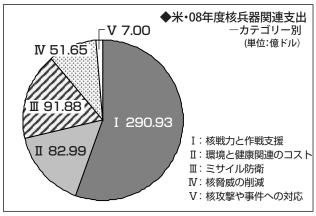
カテゴリーII「環境と健康関連のコスト」への支出は約15.8%(83億ドル)である。この部分は、60年以上にわたる核兵器生産と核実験活動による環境被害の回復と被害者補償に当たる部分である。このうち、80%近い65億ドルがエネルギー省の予算である。その多くは、過去の活動から発生した被害の回復や対処のための費用であるが、現在の保有核兵器の維持コストにも何らかの形で関係している。被害者補償に関しては、大気圏内核実験に参加して危険なレベルの放射線を浴びた退役軍人の数やその治療にかかるコストについてはほとんど知られていないことが問題として指摘されている。

ミサイル防衛

カテゴリーⅢ「ミサイル防衛」には、約17.5%(92億ドル)が支出されている。通常兵器による防衛であるミサイル防衛を核兵器関連予算として取り上げることに疑問を抱く読者がいるかもしれない。それに対してシュワルツは、現在巨費を投入しているミサイル防衛を正当化している論理は、これが核兵器など大量破壊兵器の脅威への対抗措置であると位置づけていることが本質的に重要であると分析している。これは、ロシアとのABM条約の破棄を強行し、新しい戦略的3本柱の一本としてミサイル防衛を位置づけた当初のラムズフェルド国防長官の方針に則しても、正しい分析の立場であると言えるであろう。

92億ドルという支出は、そもそもの「核脅威」を削減するための予算であるカテゴリーIV「核脅威の削減」に割り当てられている予算よりも約40億ドルも多いことになる。また、半分に近い42億ドルが本土ミサイル防衛(NMD)に、3割近い27億ドルが戦域ミサイル防衛(TMD)に、そして残り(23億ドル)がNMD、TMDの双方に関わる研究、開発、支援プログラムに支出されている。報告書は、ブッシュ政権によって提案されたポーランドとチェコへのミサイル防衛システムの配備がなされるならば、将来にこのコストはより大きくなるだろうと警告している。

ミサイル防衛支出に関して注意しなければならないの



は、シュワルツの分析の対象がやむを得ない理由からとはいえ、国防総省ミサイル防衛庁(MDA)の支出に限定している点である。実際には、すでに3軍の管轄に移行しているPAC3(陸軍)やSM3(海軍)の作戦配備、訓練などの費用は、他の諸活動との区分が困難であるために計算されていない。したがって、ミサイル防衛関連支出は、ここで論じられているより相当大きいと考えられる。

優先度の低い不拡散への支出

以上のように、米国の核戦力の配備、更新や核弾頭の維持、向上に関わる支出やミサイル防衛の開発への投資が大きな額に上る一方で、米国内外で「核の脅威」を減らすための支出であるカテゴリーIV「核脅威の削減」とカテゴリーV「核攻撃や事件への対応」には相対的に低い優先度しか与えられていないことを報告書は明らかにしている。

カテゴリーIVには1割弱の52億ドルしか支出されていない。報告書は、こうした I とIVとの間の財政不均衡は「米国は核拡散防止よりも自らの核オプションを維持し増大することの方が重要だと考えているというメッセージを外に対して発している」と述べている。ミサイル防衛も相対的には核戦力強化の一部と言えるであろうから、カテゴリー I + IIIの戦力強化の支出に比較して、脅威低減のための支出は8分の1程度であると言える。

カテゴリーVに至っては7億ドル弱、全体の1.3%に過ぎない。シュルツ、キッシンジャーらの「核兵器のない世界」への訴えを始め、多くの論者が核兵器によるテロ攻撃の現実性に懸念が述べられているが、このような事態が起こったときの対処については、ほとんど投資がされていないことが判る。報告書は、その理由について、過去の市民防衛においても同じであったが、政府高官は「核抑止への公的な信頼」を掘り崩したくないと考えていること、そもそも国民全てを守ることは困難であること、そして、軍の幹部は

◆省庁別の内訳 (単位:億ドル)

V 11.7.3.3 V 1 31.4 V 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1								
	国防総省	エネルギー	国土安全 保障省	司法省/FBI	労働省	国務省	保健社会 福祉省	カテゴリー 合計
カテゴリーI	224.96	65.69	0	0	0	0	0	290.65
カテゴリーI	10.70	65.02	0	0.43	5.82	0	0.55	82.52
カテゴリーIII	91.88	0	0	0	0	0	0	91.88
カテゴリーIV	9.82	26.63	6.26	5.68	0	2.42	0	50.81
カテゴリーV	1.63	1.59	2.81	0	0	0	0.63	6.66
省合計	338.99	158.93	9.07	6.11	5.82	2.42	1.18	522.52
各省の割合(%)	64.9%	30.4%	1.7%	1.2%	1.1%	0.5%	0.2%	100.0%

※表の各カテゴリー合計が上の円グラフの値と一致しないのは、主要省の予算の みを扱っているため。

ヨーロッパに広がる「核兵器のない世界」への胎動

英・元将軍の「反トライデント」声明 ドイツ元高官の声明(詳報)

英国に核抑止力は不要 - 元将軍たちの声明

英国では、3人の元将軍が「核兵器のない世界」の声に呼応した。しかも、彼らは英国の「自立的抑止力」であるトライデント・システムを「無用」と断定し、英国政府が07年3月に決定した、2020年以降も同システムを更新し継続するという方針にきっぱりと異議を唱えたのである。

いずれも爵位を持つブラモール、ラムスボータム、ヒュー・ビーチの3将軍が署名した「英国に核抑止力は不要である」と題された声明は、1月16日付『タイムズ』に掲載された。全訳を4ページの資料1に示す。

彼らの主張は次のように要約できる。①トライデントに 固執していては「核兵器のない世界」を主張しても説得力 がない、②トライデントは、米国に依存した兵器システム であり「自立的抑止力」などとは言えない。③純粋に軍事 的見地からも、国際政治上の地位を高める点から言って も、トライデントよりも高性能の通常兵器の方がはるかに 有用である。④財政事情を考慮しても通常抑止力に投資を

防衛的手段よりも攻撃的手段を一貫して好んでいること、 などを挙げている。

制度と優先度に関する4つの勧告

このような総合的な分析は、議会や市民が核兵器政策の全体像を把握し、政策の優先度を議論するのに欠かせないものである。したがって、オバマ新政権が新しい政策を展開しようとしている現在においてこの報告書が出たことは、極めて時宜を得たものである。日本のNGOもこのような力を早く付けたいものである。

報告書は、今回の取り組みの経験を踏まえた財政計画や支出管理のあり方について制度上の勧告をするともに、分析結果から見えてきた政策の優先順位について勧告を行っている。掲げられた4つの勧告は、市民主権に基づいて核兵器問題を監視するという立場に立ったときの、制度上と政策上の改善を求めたものと言えるであろう。4つとは、①核兵器関連支出の包括的な会計システムの創出、②核兵器に関わる諜報関連支出の量的把握、③事前対処となる核脅威削減戦略の政策的重視、④被曝した退役軍人への公正な対処、である。

このうち、①と②は核兵器関連予算の全体像をより正確 に把握するために重要な措置である。①の実現のため、議 会が行政府に対して、毎年の年次予算要求に際して前年 度、今年度、次年度にわたって全ての核兵器関連支出の会 集中した方が効果的である。この3氏の主張、とりわけ①と②は、他の核兵器保有国の動向を留保条件としない「一方的全廃」論であり、ここだけを見れば、反核平和運動の主張と変わるところがない。ただし、核抑止力を質の高い通常抑止力によって代替するべきであるという主張において、多くの平和運動と一線を画している。

3氏の提言は、現実政治家たちの当惑と批判に迎えられた。「核兵器のない世界」を訴える08年6月17日の「元高官声明」の署名者の一人である、マルコム・リフキンド元外相は、BBCニュースのインタビューに答え、この提案は「深刻な誤りであり、役に立たない議論だ」と批判した。

元軍人の反核声明といえば想起されるのが、1996年12 月に米国のバトラー元戦略軍司令官らの主導により発表された「各国の将軍と提督による核兵器についての声明」である(96年12月15日、本誌第35号に全訳)。日本の志方俊之氏(元陸自北部方面総監)、左近允(さこんじょう)尚敏氏(元統幕会議事務局長)を含む、17か国・58人による史上初の退役将軍と将校による反核声明は、①備蓄核兵器の大幅削減、②警戒態勢の解除と即応体制の大幅縮小、③継続的で完全かつ不可逆的な核兵器の廃棄という宣言さ

計を作成し提出するように求めるべきだとしており、とくに国防総省に対しては「将来防衛計画」(FYDP)を使って向こう5~6年の核兵器関連支出の見積もりを行うべきだとしている。

報告書が強調する政策的勧告が③である。報告書は、ミサイル防衛などへの投資よりも、国防総省の「協調的脅威削減」(CTR)プログラムやエネルギー省の「核物質防護管理計量」(MPC&A)プログラムに代表されるような事前対処政策への投資の方が、実績があり、対費用効果が高いと主張している。また、こうした措置は「4年以内に攻撃されやすい地点にある全ての核兵器と核物質を安全に管理するグローバルな努力を牽引する」というオバマ次期大統領の誓約を実行するために必要となるだろう、と述べている。

④に関して報告書は、議会が退役軍人省に過去、現在にわたり核兵器に関連した被害で補償を要求している人数、補償を受けている人数、傷病の治療を受けている人数とそれらにかかる費用について完全な資料の提出を求めるべきだと指摘している。(梅林宏道、吉田遼) ❻

注

1 報告書は以下のカーネギー国際平和財団のサイトから著者名で検索すると入手できる。 http://carnegieendowment.org/publications/

資料

<英・元将軍の声明>

英国に核抑止力は不要である。

核兵器を、自尊心ある国家が安全を確保するために死活的に重要であると見なしてはならない

2009年1月16日

首相、外務大臣及び前国防大臣の最近の 演説と、08年6月30日の『タイムズ』紙に掲 載されたダグラス・ハード、マルコム・リフ キンド、デビッド・オーエン及びジョージ・ ロバートソン各氏の書簡は、「核兵器のない 世界」を確固とした公の課題に据えた。しか しながら、もし我々が高価な次世代トライ デントに固執するならば、英国はこの課題 における指導力と影響力を行使することは 困難である。トライデントへの固執は、我が 国が21世紀後半においても核兵器国とし ての地位を継続するということだけではな い。それは、他国に対して、自尊心のある国 家が安全を確保するためには、核兵器が依 然として、ともかくも死活的に重要である という確信を積極的に抱かせる。

これが誤った考えであることは、英国の

いわゆる「自立的抑止力」の実体の分析によって最もよく説明しうる。トライデントは、あらゆる意味において、米国から自立したものとみなすことはできない。これは、D5ミサイルの提供と常時サービスの点で米国に依存する戦力である。我が国は、理論的には発射命令における行動の自由を持っている。しかし、罪ある者にも罪なきものにも等しくもたらされる破局的な結果を思えば、これらの兵器が、米国の承諾と支持なしに発射されたり、真剣な威嚇の手段として用いられると考えることなど不可能である。

我が国が、例えばテロリスト集団による核の脅迫に直面したとしても、脅迫を抑止し、もしくは罰するために、我々の核兵器はどのように、誰に対して使われ、威嚇に用いられるのかということが問われなければならない。核兵器が、現在我々が直面し、あるいは直面するかもしれない脅威と暴力の規模、とりわけ国際テロに対する抑止力として完全に無用であることは自明である。そして、分析すればするほど、その無用性は明

らかになる。

よく引き合いに出される「最高のテーブ ルに席を占める」ことに、かつてのような説 得力はない。政治的影響力にとっては経済 力の方が重要である。国際的な軍事場面で 主要な役割を演じる地位でさえ、使うこと のできない核兵器よりも、効果的で、戦略的 機動性が高く、ピンポイントの標的を除去 することが可能な通常戦力によって得られ る見込みの方が高い。我が国の自立的抑止 力は、国内政治の文脈を除けば時代遅れで ある。トライデントを永続化するよりも、軍 に対しては彼らに実際に課された任務に必 要な投資を行うことの方が、はるかに意味 がある。現在の経済状況においては、トライ デントと通常戦力の両方に資金を注ぐこと が不可能なのは明白である。

> ロード・ブラモール陸軍元帥 ロード・ラムスボータム陸軍大将 サー・ヒュー・ビーチ陸軍大将 (訳:ピースデポ)

www.timesonline.co.uk/tol/comment/letters/article5525682.ece

れた原則、の3つを主要な要求として掲げた。しかし、声明は同時に、「現在核兵器を保有している国は、彼らの安全保障を提供する、より信頼でき危険性の少ない手段が与えられたと確信できるまでは、核兵器を放棄しないことは明らかである」という見通しに立つものであった。

12年後の09年1月、英国の元将軍たちは、「より信頼できた険性の少ない手段」、すなわち通常抑止力の方が有効であるという信念に基づきトライデント全廃を主張した。通常抑止によって核抑止を代替しうるという発想そのものに、軍人的な「現実思考」の限界があることは確かである。今問われているのは、議論の軸をどのように「核兵器のない世界」の方向に移動させるかということである。

「核兵器のいらない安全保障」を ドイツから核兵器の撤去を ドイツ元高官4人の声明

前号で速報したとおり、1月9日、ドイツの有力紙『フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥンク』と英字紙『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』は、4人のドイツ元高官(シュミット、ワイツェッカー、バール、ゲンシャー)の声明「核兵器のない世界へードイツの視点」を掲載した。全訳を5ページの資料2に示す。

シュルツら4人の米高官の2度の声明(07年、08年)に呼応するヨーロッパの元高官による声明としては、英国(08年6月17日)、イタリア(同7月24日)¹に続く3つ目のものとなる今回のドイツの声明は、過去の2つに比べ際立った特長を持つものである。

第1の特長は、自国の歴史的経験を踏まえながら「今、なすべきこと」を具体的に提案していることである。英、伊の声明はシュルツらの考えに一般的賛意を示しつつも、自国がなすべきことについては、具体的提案には踏み込んでいない(伊)か、政府の現方針を繰り返すに留まっていた(英)。さらに、ドイツの声明が通常戦力も含めた包括的軍

縮と協力の再構築によって、現在ヨーロッパが直面している困難を克服するという強い意欲に彩られていることも、第2の特長として挙げることができよう。

声明の文末に記された署名者の略歴を見れば明らかなように、4氏はいずれも冷戦下に旧西ドイツ政府の高官を務めた。ワイツェッカー、ゲンシャーの2氏は、90年のドイツの再統一(同年10月3日)という劇的な転換を主導した。

その4氏がいま危惧するのは、ブッシュ政権の北大西洋条約機構(NATO)の東方拡大という一方的な強硬政策によって、ヨーロッパに新たな対決が生まれつつあることである。声明が具体的に指摘するのは、チェコとポーランドへのMD配備計画の危険性であり、これに対しては対弾道ミサイル(ABM)制限条約の再建と宇宙軍拡の中止を提案している。加えて米ロ間の、「核先制不使用」条約の締結を声明は呼びかけた。さらに声明は、冷戦終結後に発足した欧州通常戦力(CFE)条約、欧州安全保障協力機構(OSCE)そしてNATOロシア理事会を、新たな対立を克服するための制度的基盤として活用することを提案した。

以上のように、この声明は「核兵器のない世界」という一般的目標よりも、「核兵器を必要としないヨーロッパ」実現のための道筋を示すことに力点が置かれているといってよい。

しかし、何よりも特筆するべきは、4氏が「米国の核兵器のドイツからの撤去」を提案していることである。ドイツにある10~20発の核兵器は、ドイツ、ベルギー、オランダ、イタリアそしてトルコに配備された総計150~240発と推定される核兵器²の一部であり、NATOの「ニュークリア・シェアリング(核分担)」政策の物的基盤である。08年4月のNATO首脳会談で出された「ブカレスト宣言」では言及されなかったこの問題は、NATO60周年の首脳会談(今年4月)では中心テーマとされるべきである。(田巻一彦) **②**

注

- 1 本誌310-11号(08年9月1日)。
- 2 同「図説」。
- 3 本誌303-4号 (08年5月15日)。

資 核兵器のない世界に向かって 料 ― ドイツの視点

ヘルムート・シュミット、リヒャルト・フォン・ワイツェッカー、エゴン・バール、ハンス・ディートリッヒ・ゲンシャー

2009年1月9日

2007年、ヘンリー・キッシンジャー、ジョージ・シュルツ、ウィリアム・ペリー及びサム・ナンは核兵器のない世界を求めるアピールを発した。かつて共和、民主両政権で国務長官、国防長官及び上院軍備委員会委員長という重責を担った4氏の見識と経歴に照らせば、核の脅威の拡大に対して表明された憂慮は特別の重みを持つものであった。

彼らは、現実主義者として、核兵器の廃絶は漸進的にのみ達成できることを知っている。それ故に彼らはビジョン達成のための緊急の実践的な取り組みを提案した。

この呼びかけは米国内において広範な共感と強い支持を集めた。しかし、我々が知る限りヨーロッパ諸国の政府の中で、これを支持する決定を行った例はまだない。

我々は、バラク・オバマ新政権に寄せる期待をこめて、欧州の視点からこの呼びかけに応えたい。

今世紀のキーワードは<協力>である。環境や気候変動、世界人口の増加による需要を満たすエネルギー供給、財政危機への対応一これらのどれをとっても対立や軍事力の使用によって解決可能な課題はない。米国には、他によって代わることのできない特別な責任がある。

核兵器を持ち、あるいは核兵器製造能力を取得しようとする国が増加し、その結果、破局的な規模のテロリズムに用いられかねない核物質の量が増加していることを考慮すれば、米国の責任はとりわけ重要である。加えて、現存する核兵器国は新しい核戦力の開発を進めている。

我々は、自国に限ることなく核政策の転換を求めた4氏の呼びかけを全面的に支持する。特筆すべきは次の提案である:

- ーロナルド・レーガン氏とミハエル・ゴルバチョフ氏がレイキャビクで示した核兵器のない世界へのビジョンに立ち返るべきである。
- -他の核兵器保有国に対して説得力を持つために、まず、もっとも多数の弾頭を保有する米国とロシアが、核兵器数を劇的に削減するための交渉を開始するべきである。
- ー核不拡散条約 (NPT)は格段に強化され ねばならない。
- -米国は、包括的核実験禁止条約(CTBT) を批准するべきである。

我々は、ドイツの視点から以下の提案を 付け加えたい:

ー今年期限が満了する戦略兵器削減条約 (START)の延長は、ワシントンとモスクワ にとって最も緊急性の高い課題である。

- -2010年の核不拡散条約 (NPT)再検討会 議の威信のために最重要なのは、核兵器国 が、自らの核兵器数を削減するという同条 約の下での誓約を完全に遵守することで ある。
- ー対弾道ミサイル (ABM)制限条約は再建 されなければならない。宇宙の利用は平和 目的に限るべきである。
- -1990年の冷戦終結時、共通の安全保障上の利益に関する協力の結果、ジョージ・H・W・ブッシュ、ゴルバチョフ両大統領は中距離核ミサイルによってもたらされていた相互の脅威を全廃し、史上最大規模の通常戦力削減の努力にとりかかることが出来た。以来18年を経た今、いわゆる欧州通常戦力(CFE)条約は、ヨーロッパの安定の礎となっている。同条約は、現在に至るもすべての関係国に利益をもたらしている。

ヨーロッパの安定が充分に確固とした信頼性の高いものであったが故に、ドイツは再統一とワルシャワ条約の終焉という試練に耐え、ソ連の崩壊という状況を生き抜くことができた。またバルト諸国は主権を回復し、北大西洋条約機構(NATO)と欧州連合(EU)の拡大、さらには2009年初頭の世界の現実の荒波に耐えている。

しかし、ミサイルとレーダーシステムを 自国外の、NATOの東端に位置するポーラン ドとチェコに配備するという米国の野望に よって、この枠組みは初めての危機に直面 しようとしている。

対決の時代への回帰とそれによって導かれる新しい軍備競争と緊張を回避する最良の道は、ミサイル防衛に関してNATO及びEU諸国の利益に適うような合意を行うこと、すなわちABM制限条約を再建することである。これは同時に、CFE条約の適合化を容易にし、より広範な軍備管理への道を開くであろう。

バラク・オバマ氏は、ベルリンにおいて冷戦思考からの脱却を呼びかけた。これは、冷戦終結後に「バンクーバーからウラジオストクに至る安全保障」を合言葉になされた議論に相通じるものである。ゴルバチョフ氏は「欧州共通の家」のビジョンを実現することはできなかったが、ドミトリー・メドベージェフ・ロシア大統領は、汎欧州安全保障構想を提案している。

我々は、この好機を熟慮するよう勧告する。北半球の安全と安定は、米国、ロシア、欧州そして中国の間の、安定した、信頼性の高い協力を通してはじめて達成できる。

この協力は、NATO、EU、欧州安全保障協力機構(OSCE)といった現存する協定を尊重しつつ行われ、必要な場合には独自の制度的形態をとるものとなるであろう。北半球の安定的な安全保障は、間違いなく世界的な危機を低減し、解決を容易にするであろう。

米国とロシアによる核兵器のない世界に

向けた真剣な努力は、国連安保理の常任メンバーであると無いとにかかわらず、他の核兵器保有国と適切な行動に関して合意することを可能にするであろう。協力の精神は、中東からイランを経由して東アジアに拡大するであろう。

ドイツは緊張緩和政策に基づき、同盟国からの支援を得ながら、自己決定のための前提条件を創り出した。ドイツの平和的再統一は、国境を越えた協力の原則の意義を確認した「2+4条約」(1990年、西ドイツ、東ドイツ及びかつての占領国である米国、ソ連、英国、フランスの4か国が署名)によって可能となった。

同条約は、欧州全体に軍縮と軍備管理における歴史的進展をもたらした。その成果の一つが、NATOロシア理事会である。同理事会は、協力の精神があってはじめて充分に効果的に機能しうる。対決の時代の残滓は、我々の新世紀にあっては、もはや不適切である。

このパートナーシップを著しく損ねているのが、核攻撃を受けていないにも関わらず、核を先制使用するというドクトリンが、NATOとロシアの双方で依然として生きているという事実である。核兵器国間の一般的な先制不使用条約が、緊急に求められる。

核、生物及び化学兵器の使用を放棄したドイツは、核兵器国に対して非核国に核兵器を使用しないことを求める根拠のすべてを手にしている。我々は同時に、ドイツ残された米国の核弾頭は撤去されるべきであると考える。

今世紀のキーワードである<協力>と、 北半球における安定の確保は、核兵器のない世界への道に置かれた里程標になりう

これが、キッシンジャー、シュルツ、ペリー及びナンによって発せられたアピールへの我々からの応えである。

著者は、いずれもドイツ連邦共和国の高官経験者である。ヘルムート・シュミット(社会民主党)は、1974年から82年に首相、リヒャルト・フォン・ワイツェッカー(キリスト教民主同盟)は、1984年から94年に大統領をそれぞれ務めた。エゴン・バールは社会民主党政権の閣僚として「東方外交」の立案にあたり、ハンス・ディートリッヒ・ゲンシャーは1974年から1992年まで外相を務めた。(09年1月9日『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』掲載の英語版より。訳:ピースデポ)

www.iht.com/articles/2009/01/09/opinion/edschmidt.php

中央アジア非核兵器 地帯条約発効

核兵器国(米·英·仏) の抵抗で、議定書発効 は難航か

「核兵器のない世界」への追い風

ラテン・アメリカ及びカリブ地域、南太平洋、東南アジアに続く世界で4番目、そして北半球で初となる非核兵器地帯条約の発効が目前に迫っている。カザフスタン上院議会での批准承認(08年12月11日)及び大統領署名(09年1月5日)をもって、中央アジア5か国(カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン)は、中央アジア非核兵器地帯条約1の発効に向けたプロセスを完了させた2。条約はその発効を「5番目の批准書の寄託日から30日目」(第15条)と定めている。セミパラチンスクでの署名(06年9月8日)から約2年半、5か国が条約交渉を開始したとされるアルマトイ宣言(97年2月)から12年。国際社会が待ち望んだ条約発効がついに実現する3。

こうした前進は、「核兵器のない世界」に向けた具体的なステップとして、国際的気運へのさらなる追い風となるであろう。中央アジアは、かつて核兵器が存在した地域であり、現在も旧ソ連の核実験による環境被害を内包する地域である。その周囲には核保有国のロシア、中国、インド、パキスタン、核問題で国際的注目を浴びるイランや戦争の続くアフガニスタンといった国々が存在し、また、非国家主体による核取引の流通路になりうる等、拡散の脅威に直面している。こうした地政学的特殊性及び複雑な歴史的背景を持つ地域において、国際原子力機関(IAEA)追加議定書、包括的核実験禁止条約(CTBT)、核物質防護条約への遵守義務といった積極的側面を持つ条約が発効することは、世界的な安全と安定への大きな貢献となる。

さらに、中央アジア非核兵器地帯の発効は、残る「未発効」非核兵器地帯である「アフリカ非核兵器地帯条約」をめぐる状況にも好影響をもたらすと考えられる。08年3月26日のモザンビークによる批准を受け、アフリカ非核兵器地帯の批准国数は、発効要件の28か国まであと2国と迫っている。

米英仏の反対は続く

一方、消極的安全保証の供与を含む条約議定書の発効 (5核兵器国の署名、批准が条件)への道のりは厳しい。この間、核兵器国の姿勢に大きな変化はない。<賛成派>のロシア、中国は、最近では、トルクメニスタン以外の4か国とともに加盟する「上海協力機構」(SCO)の首脳宣言 (08年8月28日、ドゥシャンベ)で、中央アジア非核兵器地帯の意義をあらためて強調した⁴。

これら2国とは対照的に、米国、英国、フランスの3か国は批判的立場を継続している。本誌がたびたび解説してきたように、その最大の理由として挙げられてきたのが、ロシアを含むタシケント集団安全保障条約(トルクメニスタン以外の4か国が加盟)と非核兵器地帯条約の関係性を謳った第12条の「あいまいさ」である。侵略があったとき「軍事支援を含むあらゆる必要な支援」を相互に与えると定めたタシケント条約の条項を根拠に、米英仏の3か国は、「既存の条約や協定に影響を与えない」とする第12条の前半部分が、ロシアによる中央アジアへの核兵器配備の可能性を残しているとの懸念を払拭していない。

中央アジア5か国は、核兵器国との協議を継続してゆく姿勢である。昨年秋の国連総会第一委員会に提出された決議案「中央アジア非核兵器地帯の設立」⁵においても、「中央アジア各国は条約のいくつかの条項について核兵器国との協議を継続する用意があることに留意する」(主文2)との一文が盛り込まれている。日本を含む8か国⁶は、これを「前向きなアプローチ」「条約が今後担う役割、すなわち地帯における平和と安定の強化にとって重要な要素」と評価し、両者の協議進展に期待を示した⁷。

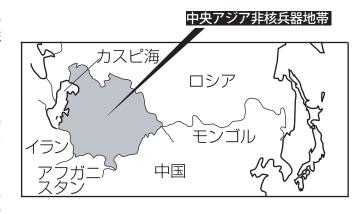
一方、決議案に反対した米英仏の3か国は、投票後説明で「(第12条に関して)納得のいくような説明を聞かされたことは一度もない。・・・条約の目的を根本から損なわせるような既存の条約義務よりも、新しい条約の条項が優先されるべきである。さもなければその新しい条約は無意味である」と述べた⁸。

「核兵器のない世界」実現へのリーダーシップを誓って 誕生したオバマ新政権にとって、中央アジア非核兵器地帯 への今後の対応は、その真価を問う試金石の一つとなる。

(中村桂子) 個

注

- 1 「セミパラチンスク条約」とも呼ばれる。ピースデポ刊イアブック「核 軍縮・平和」07 年版・資料3-4 に抜粋訳。本誌265 号 (06 年10 月1 日)、 271・2 号 (07 年1 月15 日号)に解説。
- 2 カザフスタン以外の4 か国の批准は、タジキスタン (08 年11 月12 日)、 トルクメニスタン (08 年4 月19 日)、ウズベキスタン (07 年4 月3 日)、 キルギス (07 年3 月22 日)に行われた。
- 3 最近では、潘基文国連事務総長が08年10月24日の演説で、中央アジア 非核兵器地帯条約発効への支持を示すとともに、核兵器国に議定書の批 准を促した(本誌315・6号(08年11月15日号)に抜粋訳)。
- 4 www.fmprc.gov.cn/eng/zxxx/t513027.htm
- 5 文書番号GA/63/63
- 6 オーストリア、アイルランド、リヒテンシュタイン、マルタ、ニュージー ランド、スウェーデン、スイス、日本
- $7 \quad www.reachingcritical will.org/political/1com/1com08/EOV/JapanL37.pdf$
- 8 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/EOV/ USUKFranceL37.pdf





「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」への日本市民からの期待と要望 一第2回会合 (ワシントンD.C.)に寄せて

以下は、1月25日に発足した「ICNND日本NGO・市民連絡会」(文中右下に説明)が、ICNND共同議長らに宛てた公開書簡である。2月13日から15日にかけてワシントンD.C.で開催されるICNND第2回会合に向け、2月6日に日英両文で提出される。(本誌8ページ囲み参照)

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND) 共同議長 川口 順子様、ギャレス・エバンス様 委員各位、諮問委員各位

日豪両政府のイニシアティブによる「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)(以下、「委員会」)の設立は、核兵器廃絶のために日本各地で活動を続けているNGOと市民を強く勇気づけています。

私たちは、「核兵器のない世界」に向けた世界的気運を、具体的な政治的意志と行動へと結実させる必要性を強く感じています。その意味で、核問題に関して特別に重い歴史的経験と責任を有する日・豪が指導力を発揮し、その下で「行動指向型の報告書をまとめ、各国の政治的指導者に働きかけ、実際の核軍縮等を促す」とする委員会の基本方針を、私たちは支持します。

このような立場から、委員会への期待と要望をお伝えするために、本書簡をお送りします。

まず始めに、第2回会合において、被爆者の発言の機会が設けられたことを私たちは心から歓迎するとともに、川口、エバンス両共同議長をはじめとする各位のご努力に感謝いたします。被爆者の体験と肉声は、核軍縮・核不拡散を論じるすべての者がたえず立ちかえるべき厳粛な原点です。地域会合や第3回以降の会合でもこのように被爆の実相に触れる機会を是非取り入れていただきたいと思います。とりわけ私たちは、今年10月に日本で開かれる会合が、広島か長崎、もしくはその両方で開催されるよう要望いたします。

私たちが重視する政策課題

ワシントンD.C.での会合では、最終的にまとめられる提言の柱が重要な議題になると聞いております。委員会の問題意識が極めて多岐にわたることを承知した上で、私たちは、とりわけ以下に述べる重要な政策課題について、委員会が具体的で実質的な提言を生み出すことを期待します。

1.核兵器禁止条約を含む、

核兵器非合法化のための世界的な枠組み

米、欧各国の元高官らの度重なるアピールという形で顕在化した「核兵器のない世界」への希求は、各国NGOのかねてよりの訴えに響きあうものであり、広く世界の市民の要求でもあります。私たちが委員会に期待するのは、この国際世論を「政治的意志」へと変えることを促す提言です。私たちは、核兵器の本来的残虐性と、核兵器の使用及び使用の威嚇を、一般的に国際法とりわけ人道法に違反するとした1996年の国際司法裁判所の勧告的意見を踏まえ、委員会が「核兵器の非合法化」のための国際協議を、時間枠を定めて開始することを提言するよう要望します。核兵器禁止条約等、包括的な規範文書に関する交渉とともに、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)早期交渉開始、そして包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を促進するための提言が含まれることは言うまでもありません。

2.安全保障政策における核兵器の役割の縮小

「核兵器のない世界」のためには、核保有国において「核抑止政策」を見直す議論を起こすことが避けて通れません。 さらに、自国として核兵器を保有していなくとも、核保有国がさし掛ける「核の傘」に依存する安全保障政策をとって いる少なからぬ国々においても、現在の安全保障政策を見直すことが求められます。日本とオーストラリアもそうした国々に含まれます。私たちは、「核抑止」や「核の傘」に代わる、人々が安心して、安全に暮らすための具体的な政策的選択肢を、委員会が検討し、提言の中で示すよう要望します。そこには非核兵器地帯、先制不使用、消極的安全保証などに関する拘束力のある取極めが含まれるでしょう。

3.原子力の民生利用に対応する

核不拡散のための新しい手立て

気候変動との関連で世界的な原子力民生利用の可能性が語られています。私たちの委員会への要望は、民生利用に内在する「核兵器に転用可能な機微技術・物質」の拡散というリスクを、あらゆる側面から極小化するための具体的な手立てを検討し、提言に反映させることです。昨年秋の「米印核協定」とそれに続く2国間協定の拡がりによって、核不拡散条約(NPT)体制が大きな試練に立たされています。この課題にいかに対処するのか、さらには保障措置、安全確保、警備体制が不確定なままの施設の建設や運転、機微物質・技術の移転の規制などの問題が検討されるべきでしょう。加えて、産業界の倫理・行動規範についても、提言において明確に言及するよう要望します。

4.北東アジアにおける地域的非核・平和システムの構築

世界中の大きな期待と注目を集めながら、北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議が一進一退を続けています。北朝鮮の核の放棄と朝鮮半島の非核化のためには、北東アジア地域における持続的な非核・平和のシステムの構築が不可欠です。この観点から、アジアで開催が予定されている地域会合などで、「北東アジア非核兵器地帯化」に関する複数の提案を吟味し、それらを核兵器禁止条約などグローバルな構想と相互に強めあい共鳴しあうものとして深化、発展させることが提言に盛り込まれるよう要望します。

NGO ・市民との協力の拡大を

最後に、政府間協議から自立した「トラック2」である委員会が大きな成果をあげるために、私たちは市民社会の一員として、最大限の努力を行ってゆく所存であることをお伝えしたいと思います。そのために、委員会に要望したいのは、NGO・市民に対する十分でタイムリーな情報提供を行うこと、そして委員会の会合において、NGO・市民の意見表明、意見交換の機会が公式に与えられることです。これらの点について、共同議長並びに委員各位のご理解とご努力をお願いいたします。

2009年2月6日

ICNND日本NGO·市民連絡会

共同代表:田中煕巳(日本原水爆被害者団体協議会)、 土山秀夫(核兵器廃絶ナガサキ市民会議)、内藤雅義(日本反核法律家協会)、森瀧春子(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会)

※本連絡会は、「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)」が、世界が核廃絶への道筋を着実に歩んでゆくための提言を生み出すことを願いつつ、市民社会からの参画と協力を拡大することを目的に2009年1月25日、東京で発足しました。

日誌

2008.1.6~1.20

作成:塚田晋一郎、新田哲史

CIP =国際政策センター/FT =フィナンシャル・タイムズ/MD =ミサイル防衛/NPT =核不拡散条約/NYT =ニューヨーク・タイムズ/WP =ワシントン・ポスト/WB =ホワイトビーチ/WSJ =ウォールストリート・ジャーナル

- ●1月6日 08年12月に海南省を出航した中国 海軍南海艦隊のミサイル駆逐艦など3隻がソマ リア近海に到着、護衛任務を開始。
- ●1月8日 米国防総省の諮問委員会、核政策専門次官補ポスト新設などの提言をまとめた第2回報告書をゲーツ国防長官に提出。
- ●1月9日 独紙「フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥンク」、独元高官4人の「核兵器のない世界へ」声明を掲載。(本号参照)
- ●1月9日 イスラエルとハマス、国連安保理が 8日に採択した停戦決議案を拒否。
- ●1月10日 米NYT、イスラエルが08年、イランの地下施設空爆を計画し、米に軍事支援を要請したがブッシュ大統領が拒否したと報じる。
- ●1月12日 米国務省、パキスタンのカーン博士ら13人とトルコや南アフリカの民間企業3社に対する在米資産凍結などの制裁を発表。
- ●1月13日 北朝鮮外務省報道官、核放棄は米の韓国への核の傘がなくなり、米朝関係が正常化するまでできないとの談話。朝鮮中央通信。
- ●1月13日付毎日新聞社の次期衆院選立候補予定者アンケート、日本は核武装を「将来にわたって検討すべきでない」が87%との結果。
- ●1月13日 イスラエル軍がガザで米開発の新兵器DIME (高密度不活性金属爆薬)を使った疑い。読売。
- ●1月14日 オバマ次期米政権が2010年NPT再 検討会議で、核軍縮の実現に向けた新たな包括 文書の採択を目指していることが判明。
- ●1月14日 米国務省、ライス国務長官が、北朝 鮮は兵器級高濃縮ウランを保有している、と発 言したWPとの会見記録を公表。
- ●1月14日 デサッター米国務次官補(検証担当)、北朝鮮が米政府に提出したサンプルから、高濃縮ウラン粒子が検出されたと言明。読売。
- ●1月15日 米国とアラブ首長国連邦が核協定 に署名。
- ●1月15日 オバマ次期米大統領が国防次官に 指名したフロノイ氏、上院軍事委員会の指名承 認公聴会で、東欧MD計画の見直し検討を表明。
- ●1月15日 韓国外交通商省報道官、13日の北朝鮮による韓国への核査察要求に対し、米核兵器の韓国配備や搬入はありえないとの論評。
- ●1月16日 英紙タイムズ、3人の元英将軍に

市民・NGOの新しいネットワーク

「ICNND・日本NGO連絡会」が発足しました

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会

ページに関連記事)

○あなたも仲間に○

ICNNDに市民の声を届けるための連絡会が1月25日、発足しました。委員会の活動期間に合わせ、今後1年半ほどの時間枠で取り組みを行います。ぜひ会員となってこの運動を支えてください。年会費:(個人)一口2,000円/(団体)一口5,000円

◎被爆者派遣カンパのお願い◎

2月13日からワシントンD.C.で開かれるICNND第2回会合で、被爆者からの訴えの時間が確保されました。被爆者の渡米を支えるために、カンパをよびかけています。ぜひご協力ください。

お振込先: 郵貯銀行 019店(ゼロイチキュウ店) 当座預金 0150927

口座名義 核兵器廃絶市民連絡会(カクヘイキハイゼツシミンレンラクカイ)

★詳しくは、事務局(ピースデポ)にお問い合わせを!

よる声明「英国に核抑止力は不要である」を掲載。(本号参照)

- ●1月16日 防衛省、弾道ミサイル発射探知可能な早期警戒衛星の研究開発の必要性を盛った「宇宙開発利用に関する基本方針」を発表。
- ●1月16日 米財務省、北朝鮮への拡散に関与したとして、台湾人夫妻と台湾企業2社に対し、 在米資産を凍結するなどの制裁を科す。
- ●1月17日 米CIPのハリソン氏、北朝鮮が08年に申告したプルトニウム総量約38.5キロのうち、処理可能な30.8キロは「兵器化され、検証不可能」と同国高官が述べたと発言。
- ●1月17日 イラン「国民抵抗評議会」元米代表ジャファルザデ氏、ナタンツ核施設で稼働中のウラン遠心分離機は6千基に達したと主張。
- ●1月18日 イスラエル軍、ガザ撤退開始。
- ●1月19日 IAEA加盟アラブ諸国、エルバラダイ事務局長にイスラエル軍のガザでの劣化ウラン弾使用に関する調査を求める書簡を提出。
- ●1月20日 中国政府、08年国防白書を発表。 「強大な海軍力の建設に努力する」と明記。
- ●1月20日 韓国訪朝調査団が帰国。3か所の無能力化核施設を視察、未使用核燃料棒14,800本(ウラン101・9トン分)を確認と発表。
- ●1月20日 ソマリア沖海賊対策を検討する与党プロジェクトチーム、自衛隊法に基づく海上警備行動を発令した後の海自派遣を了承。
- ●1月20日 バラク・オバマ米大統領が就任。就 任演説でイラク駐留米軍撤退などに触れる。

沖縄

- ●1月7日 米最新鋭戦闘機F22Aラプターの嘉 手納基地一時配備に伴い、整備と支援に関わる 空軍先遣隊が嘉手納基地に到着。
- ●1月8日 空自那覇基地所属のF4と交代する 百里基地所属のF15、那覇基地に飛来。
- ●1月10日 嘉手納基地、米F22Aラプター6機飛来。約3か月間配備の予定。
- ●1月11日 最新鋭巡航ミサイル搭載のオハイオ級米原潜ミシガン、WBに寄港。
- ●1月12日 嘉手納基地、米F22Aラプター4機飛

来。約3か月間配備の予定。

- ●1月12日 恩納村の米軍キャンプ・ハンセン 内レンジ7付近で山火事が発生。
- ●1月13日 陸自第一混成団の「沖縄射場」が 旧米軍東恩納弾薬庫地区に完成。
- ●1月14日 米F22Aラプター、飛行訓練開始。
- ●1月15日 沖縄総合事務局、泡瀬干潟埋め立て事業で、中城湾港新港地区の航路浚渫工事を開始。本格的な埋め立て工事が再開。
- ●1月15日 最高裁、04年沖国大米へリ墜落事故に関する文書公開請求訴訟で、国側に文書の一部を提示するよう命じた高裁決定を破棄。
- ●1月16日 仲井真知事、訪米行動の帰任会見。 ワシントンでの要請は「大きな意義があった」。 6月にも渉外知事会で再度訪米する意向。
- ●1月20日 金武町キャンプ・ハンセン内レン ジ2付近で火災発生。原因は実弾射撃運訓練。
- ●1月20日 嘉手納基地、米アラスカ州アイルソン空軍基地の仮想敵機F16、5機が飛来。

今号の略語

ABM=対弾道ミサイル

CFE=欧州通常戦力

CTBT=包括的核実験禁止条約

CTR=協調的脅威削減

EU=欧州連合

IAEA=国際原子力機関

MDA=(米) ミサイル防衛庁

NATO=北大西洋条約機構

NMD=本土ミサイル防衛

NPT=核不拡散条約

OSCE=欧州安全保障協力機構

PAC3=改良型パトリオット3

SCO=上海協力機構

SM3=スタンダードミサイル3

START=戦略兵器削減条約

TMD=戦域ミサイル防衛

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号 (6 桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村 桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、新田哲史、杉 坂知紘、津留佐和子、中村和子、森野雄太、山田園子、横山美 奈、吉田遼、梅林宏道

書: 秦莞二郎